

白杵藩宗門方役所における文書管理の諸相

—収納袋・端裏書・保存形態に着目して—

太田尚宏

はじめに

平成25年（2013）より始まったマリオ・マレガ資料（以下、マレガ資料と略記）の調査では、資料配列の階層性を重視した資料番号付与、精緻な概要調査、資料の全点撮影の実施により、近世から現代に至る複数の文書整理・管理の秩序を記録化している。このことにより、文書本文の内容にとどまらず、収納袋・包紙・紙縫・カードなどの物的資料を利用して資料の一括状況や配列の階層性を把握し、過去の複数次にわたる文書整理・管理を推定して、文書群構造を明らかにしていくことが可能な状態となっている。

そこで本稿では、上記の物的資料ならびに文書の端裏書、さらには資料の量み方や裁断のあり方などにも注目しながら、マレガ資料の約82%を占める白杵藩宗門方役所文書（以下、宗門方文書と略記）について検討し、同役所の文書管理のあり方の一端を明らかにする。

なお、幕府や藩の文書管理に関しては、まとまったものとして国文学研究資料館の一連の研究結果がある¹⁾。本稿では、これらの成果に学ぶとともに、ふだんは副次的に扱われることの多い上記の物的資料や、端裏書のようなメモの記載、資料が保存されていた「原形」など、いわば資料の外形的側面が、文書管理の歴史を分析するさいの有力な素材となり得ることを指摘してみたい。

1. 寛文～貞享期の動向

(1) 長崎・臼杵間往復文書の調査・整理

寛文4年(1664)11月、幕府はキリシタン統制に関わる「覚」と「口上之覚」を²⁾発し、各藩にキリシタン統制を専管する役人の設置を求めた。これをうけて臼杵藩では、同5年春に高宮正勝など3名を宗門奉行に任じ、取締りの任務にあたらせた³⁾。この時期をはさむ万治3年(1660)から天和2年(1682)頃にかけて、臼杵・岡・府内藩などにおいて、「豊後崩れ」と呼ばれるキリシタンの集団露頭が発生しており、新設された宗門奉行にとっては、これへの対応が最優先の課題となっていた。

宗門奉行設置後の文書管理の動きが判明するもっとも古い資料は、「寛文六午年 長崎遣取」と墨書された袋である⁵⁾。この袋は、幕府の長崎奉行所と臼杵藩との往復書類を収納していたものと考えられる。「豊後崩れ」への対応の過程で、臼杵藩と長崎奉行所の間では、摘発したキリシタンの長崎での動静や転宗した者の臼杵城下への返送など、文書によって連絡をとりあう案件が多かった。この袋は、これらの関係文書を整理し、年次ごとに袋にまとめて保管したことを示すものである。

宗門奉行のもとには、こうした往復文書の留帳も残されている。これらの留帳は、「丑之年長崎より之状写」などと題されて長崎奉行所から臼杵藩へ届いた文書を転写したものと、逆に「丑之年長崎江此方ヨリ遣状写」などの表題が付けられて臼杵藩から長崎奉行所へ宛てた文書の案紙・写をまとめたものの2種類に分けられる。ここでは混乱を避けるため、前者を〈長崎発〉、後者を〈臼杵発〉と記すことにしたい。

現在確認されている留帳は、寛文元年(〈長崎発〉〈臼杵発〉の2冊)・寛文5年(〈臼杵発〉のみ)・寛文6年(2冊合綴)・延宝6年(2冊)の7冊である⁶⁾。5～6点程度の文書が転写された薄い冊子で、いずれも比較的横幅が広い縦帳が用いられている。

なお、現存するなかでもっとも古い留帳が作成された寛文元年は、「豊後崩

れ」が始まった万治3年の翌年あたり、しかも宗門奉行が設置される以前の段階である。このことから、留帳が宗門奉行設置以前に作成され、移管を受けた可能性もあるが、宗門奉行設置以後の寛文5年・同6年・延宝6(1678)年にも同じ形態の堅帳で留帳がまとめられている点を考慮すると、移管された原文書をもとに宗門奉行のもとで留帳に転写されたとみるのが妥当ではないかと思われる。

これらの留帳には、2つの大きな特徴がある。第一は、転写された文書の右肩に「い」「ろ」「ら之内」など、原文書の包紙に付けられたと思われる「いろは」記号が記載されている点、第二は、「此御報右京様を被遣候故、あんし無之候」などといった文書の不存在を示す付札や掛紙が多く貼られている点である。

第一の「いろは」記号については、現存する留帳の記載の様子を拾い上げると、以下のようになる。

〈長崎発〉：寛文元年＝い～ほ 寛文6年＝ら 延宝6年＝記載なし

〈臼杵発〉：寛文元年＝い～ほ 寛文5年＝や～あ 寛文6年＝ら
延宝6年＝記載なし

これを見ると、㊦〈長崎発〉と〈臼杵発〉では、それぞれが独立した「いろは」記号が付けられていること、㊧同じ年の〈長崎発〉と〈臼杵発〉では、「いろは」記号の範囲が一致していること、㊨〈臼杵発〉を見ると、寛文元年から同6年まで一連の「いろは」記号を付けた可能性があること、㊩〈長崎発〉〈臼杵発〉とも、延宝6年の留帳には「いろは」記号が記載されていないこと、などが判明する。これらのことから、次の2点が指摘できよう。

・〈長崎発〉と〈臼杵発〉では別々に「いろは」記号を用いつつも(㊦)、同一の記号を用いることで両者の文書の関係を対照できるように工夫されていた(㊧)。

・これらの「いろは」記号を付けた時期は、寛文6年から延宝6年の間で(㊨)、延宝6年の時点では、「いろは」記号を付ける必要がなかった(㊩)。

また、マレガ資料には、原文書を包んだ包紙に「いろは」記号が付けられているものがある。寛文9年2月「り 八月六日臼杵出船佐賀関ヨリ帰、同十三日臼杵出船、同廿八日到着」(A14.2.10)、年欠「ろ 六月七日進達」(A14.5.2)、年

欠「ち 二月晦日当着」(A1.4.7.1.1)、寛文8年「ほ 十一月三日之日付と有之候」(A1.5.6.3)の4点であるが、記述内容を見ると、いずれも文書の到着や進達の月日を記載していることがわかる。しかも、年次がわかる2点は、寛文8～9年頃のものである。

これらの点に留意しながら、特徴の第二の点について見てみよう。留帳に貼り込まれた付札や掛紙に関しては、寛文9年と推定される西正月21日付「長崎与遣取之状・案紙不見之分書出シ」(A1.9.3.2.1)という横長帳が参考になる。この資料は、長崎・臼杵間で取り交わされた文書のうち不存在であるものを書き出したもので、記述範囲は子年(万治3年)から申年(寛文8年)までとなっている。しかも、この文書の個々の記事は、留帳に貼付された付札や掛紙の内容とほぼ一致する⁷⁾。

注目したいのは、この文書が作成された寛文9年正月という時期である。この前年には、臼杵領内の久土村の長熊という人物が長崎奉行所へ訴人し、12名のキリシタンが摘発されるという事件が起こっている。この一件に関する長崎奉行と臼杵藩の宗門奉行とのやりとりについては、三野行徳氏の研究がある⁸⁾のでここでは立ち入らないが、この一件を処理する過程で、宗門奉行のもとにあった長崎・臼杵間の往復文書の調査が行われ、不存在の文書が書き出されていることは、極めて興味深い。

ここまで述べてきた点を整理すると、以下のようなことが指摘できよう。寛文5年春の宗門奉行の設置以降、新任の宗門奉行は「豊後崩れ」への対応を優先課題として取り組み、おそらくそれ以前にキリシタン統制文書を保管していた場所からも関係文書の移管を受けたものと推測される。宗門奉行のもとでは、移管された文書を転記した留帳が作成されて事務に利用され、原文書は「寛文六午年 長崎遣取」などの表題を付けて保存対象になったと思われる。

しかし、寛文8年に起こった久土村長熊の訴人一件により、長崎・臼杵間の往復文書に関して、より詳細な事実関係を把握する必要が生じ、翌9年正月に原文書の確認調査が実施された。この調査では、留帳に記載された文書について、文書の存在を確認したうえ、「いろは」記号を付けて〈長崎発〉〈臼杵発〉相互の記事の関係性を明示した。一方、不存在の文書に関しては、「長崎与遣

取之状・案紙不見之分書出シ」に記入するとともに、留帳の該当箇所につ札・掛紙を施して、不存在の文書がある旨を表示した。

以上が、宗門方文書に残る寛文～延宝期の資料から判明する宗門奉行の文書管理の一端である。また、マレガ資料における寛文～延宝期の資料は、「豊後崩れ」に関わる資料が大多数を占める。このことは、宗門奉行の設置が「豊後崩れ」への対応を主な目的としていたことを示すとともに、これらの文書が近世を通じて保存されていた点から、「豊後崩れ」が臼杵藩にとって藩の存続を左右した重大事で、そのさいの長崎・臼杵間の往復文書に示された内容が、幕府への対応の原点として記録・保存されなければならなかったことを示している。

なお、延宝期の文書に関わり、文書の移管について若干の付言をしておきたい。延宝6年の久土村理助女房の臼杵城下への送還に関わる一連の文書では、「久土村理助女房助戻り、長崎へ参候状、同此方へ被遣御書、請取手形、何も此内有之、使者渡辺九郎兵衛」と書かれた包紙（A1.12.1.2.2）の内側に「岡野孫九郎様へ之御状 岩手六左衛門殿 山田八右衛門」という包紙（A1.12.1.2.3）があり、さらにその中に当該文書が収納されている。「諸執役 前録一⁹⁾」によれば、山田八右衛門は延宝6年6月に御用人から家老に就任し、同7年12月に没している。また岩手六左衛門は、延宝6年7月に宗門奉行となっている。内側の包紙は、家老から宗門奉行へ文書の移管が行われたことを示しており、しかも事案の処理後、比較的早い段階で移管が実施されていたこともわかる。すでに延宝期には、キリシタン統制に関わる文書を宗門奉行のもとへ移管する体制がある程度整えられていたことが知られるのである。

(2) 「類族」統制の始動と新たな文書移管

貞享4年（1687）6月、幕府は転宗したキリシタンについて、「本人」「本人同然」「類族」（以下、一括して示すときには「類族等」と表記）の区別を規定した。¹¹⁾これにともない臼杵藩では、宗門奉行が主体となって同年10月～12月頃までに基本台帳となる「類族帳」を作成している。¹²⁾

「類族帳」の作成によって類族等を統制する基礎が整い、宗門奉行のもとでの文書による管理が拡大されていくのは、貞享5年4月頃からである。これまで

の死骸改証文の提出対象が「切支丹転」「古切支丹転」であったのに対し、この時期からは「類族」にまで広がっていくのが、その根拠の一つとなろう。

「類族」という新たな定義が生まれたことで、宗門奉行設置以前の文書を保管していた部署では、改めて宗門奉行のもとへ関連文書を移管する動きが見られた。「貞享五年辰六月十一日役所ニ可差置旨ニテ七右衛門殿御渡」と添書された「切支丹類門与有之大包壺入 内拾四包」という袋 (A16.4.7.11.02) がそのことを示している。この袋は、キリシタンの「類門」という記載に関わる文書を取り集めて収納したもので、貞享5年6月11日に「七右衛門殿」という人物が、宗門奉行の「役所」に据え置くことが適切だと判断して手渡したとある。

ここではまず、宗門奉行と下役たちから構成される部署を「役所」と表記している点に注目したい。管見の限りであるが、この袋の記述が、宗門奉行とその配下を「役所」と記したもっとも古い事例ではないかと思われる。

このことは、「豊後崩れ」への対応から「類族帳」の作成や類族等の統制へと職務が移り変わっていくなかで、宗門奉行と下役たちが「役所」として認識され、組織として定置されていったことを物語っている。キリシタン取締り範囲の類族への拡大が、「宗門方」と総称されるような恒常的な組織を必然化させ、次第にその位置づけが明確化されていったものと考えられる。

ところで、この袋を渡した「七右衛門殿」は、いかなる人物であろうか。「諸執役 前録一」を検索すると、「御用人」の項に「渡辺権八忠直」という人物の名前がある。渡辺は、延宝8年(1680)10月に御側より御用人へと転じ、元禄元年(1688)7月に職を解かれている。そして貞享3年には、「七右衛門ト改」とあるように、改名が行われていたことが判明する。したがって「七右衛門殿」とは、御用人の渡辺忠直のことを指していることがわかる。このことから、袋に収められていた文書は、藩主側近の御用人の手元で保管されていたものであったことが明らかとなる。つまり、「豊後崩れ」の時期のキリシタン統制文書は、前述した家老のほか、御用人のもとにも保管されていたが、宗門方が次第に役所としての機能を整えていくにしたがい、これらも宗門方の保管書類として順次移管されていったことを知り得るのである。

2. 収納袋・端裏書から見た文書管理

(1) 幕府への提出文書の規定

元禄8年(1695)6月、幕府は「切支丹類族一件」という触書を発した¹³⁾。この触書は、類族の範囲を規定したものとして著名であるが、これと同時に、類族等の異動に関わる提出文書の規定も定めている。その後、幕府への提出文書の規定は、享保3年(1718)11月の令達によって一部が改訂され、これが類族等の統制に関わる文書事務の基本となった。

表1は、元禄8年令・享保3年令の記載をもとに、類族等の異動に際して諸藩が幕府へ提出しなければならなかった文書についてまとめたものである。ここでは、幕府へ提出する文書の形式や提出する時期が藩の文書事務の遂行にあたって重要な意味を持った。

一例として、類族等が剃髪する場合を考えてみよう。本人・本人同然が剃髪するさいには、藩は幕府へ事前に伺書を提出しなければならない。これを表1で見ると、判は「書判」とある。「書判」(一判ともいう)は、差出人(藩主)の署名に花押を記して提出する形式である。ちなみに「両判」は、花押を記してさらに印判を捺す形式を指す。一方、剃髪する者が類族である場合、判は「無判」、提出時期は「二季」となっている。「無判」の場合には藩主の花押・捺印を必要とせず、幕府への報告も定められた「二季」(7月・12月)のうちで行えばよいことになる。

このように、本人・本人同然と類族とで幕府への文書提出の方法が異なる場合、藩内の文書事務の方法もおおのずと異なってくる。「書判」「両判」を必要とする文書では、キリシタン統制を管轄する部署から家老などへ伺書が上がり、藩主の決裁を受けることになる。しかし、「無判」のものに関しては、役所内での事例の集約のみで、幕府への届書の原型を作成することが可能となる。

白杵藩の宗門方でも、基本的には表1にある規則に準拠して、文書事務の体制が整えられていったとみてよい。ただし、規定が定められた前後には多少の混乱がみられたようで、元禄期に作成された文書には、端裏や本文の脇に細か

表1 元禄8年・享保3年の幕府提出文書の形式と異同（太字は異同）

判	提出時期	元禄8年（1695）6月	享保3年（1718）11月
両判	二季	本人・本人同然の出家／ 不分明者の病死	本人・本人同然の出家／不分明者の 病死／離別で類族を離れる者／義絶で類族を離れる者
	随時	初めての類族の存命帳・死失帳／死失の取置証文／ 欠落／死罪／遁世／離別で類族を離れる者／義絶で類族を離れる者	初めての類族の存命帳・死失帳／死失の取置証文
書判	事前伺	本人・本人同然の剃髪／本人・本人同然の法名／本人・本人同然の名改	本人・本人同然の剃髪／本人・本人同然の法名／本人・本人同然の名改
	随時	死失の塩詰伺	死失の塩詰伺
無判	二季	出生／新縁／住所替／養子／名跡／類族の出家／剃髪／法名／義絶で類族を離れない者／離別で類族を離れない者／名改／ 変死／病死 ／宗門替え／旦那寺替え	出生／新縁／住所替／養子／名跡／類族の出家／剃髪／法名／ 遁世 ／義絶で類族を離れない者／離別で類族を離れない者／名改／ 変死／病死 ／ 死罪 ／宗門替え／旦那寺替え
	随時	帰居	帰居
不明	事前伺	他領へ出る出家／本人・本人同然の宗門替え・旦那寺替え／本人同然に関する帳面記載の変更	他領へ出る出家／本人・本人同然の宗門替え・旦那寺替え／本人同然に関する帳面記載の変更
	随時	帳面記載の変更	帳面記載の変更
	不必要	他所出で期限通りに帰着した者	他所出で期限通りに帰着した者

「憲教類典 四ノ十六 切支丹」（国立公文書館所蔵）より作成。太字は享保3年の改訂で変更があった項目。

い朱文字で訂正が加えられているものが数多く見受けられる。

(2) 収納袋と紙縫

宗門方役所では、類族等の管理にあたり、領内の村方・町方および家中の者たちから多様かつ大量の文書を提出させていた。これらは、宗門方のチェックや家老らによる決済を受けると非現用文書として保存されるが、伺書・届書などの証文・書付類は袋に収納する形で保存された。袋に収納する際には、「御日記済 袋ニ入候分」と書かれた紙縫で括られる場合や、「他所戻り」「寺替」「申ノ年 婚儀 三人」といった分類項目単位や月単位で紙縫でまとめられる場合もあった。¹⁴⁾

宗門方で保存に用いられた代表的な袋は、「類族出生」「類族死失」「㊦」と表書きされた3種類である。出生および死失は、「出生帳」「死失帳」を作成する都合で別立てにされ、その他の書付類は「㊦」に収められたと思われる。

若干の例外はあるが、いずれの袋も半年ごとに1つ作成され、収納した文書の期間は、①前年の11月21日から当年の6月20日まで（以下、これを前期と呼ぶ）、②当年の6月21日から11月20日まで（これを後期と呼ぶ）となっている。前期・後期の期間は、幕府への提出文書における「二季」の区切りに対応する形となっていた。

「類族出生」の袋は、元禄12年（1699）前期、享保10年（1725）前期、同11年後期、同12年前期、同12年後期、同13年前期、同14年後期、同17年後期、年次記載がないものの収納文書から元禄2年前期と思われる袋の9点が確認されている¹⁵⁾。

「類族死失」の袋は、正徳4年（1714）前期、享保3年後期、同6年後期、同12年後期、同13年前期、享和2年（1802）前期の6点が残されている¹⁶⁾。

「㊦」の袋は、享保4年前期、宝暦14年（明和元年・1764）前期、明和2年（1765）前期、年記はないが文化6年（1809）の前期・後期をまとめて収めた袋の4点が確認できる¹⁷⁾。表書きは、享保4年前期が「類族婚儀、所替証文、養子、離別、剃髮、御直參奉公人附届、御家中又者奉公人、家内引越、出入付届証文、崩家、庄屋讓証文」であり、他の3点も多少の異同はあるが、おおむねこの記述に準拠している。

(3) 端裏書「〇一」「〇二」「〇三」

マレガ資料には、端裏上部に「〇一」「〇二」「〇三」という記号が付けられた文書が多数存在する。

基本的な記載方法は、次のような形である。

「、（朱点） 木所 なつ
〇三縁付 下藤 万作 四月十九日」

これは、婚儀の証文の例である（A19.4.2.4.1）。上部に「〇三縁付」と墨書し、その上または横に朱点が付けられている。中央には夫婦となる両名の村名と人

名、下部には日付が記される。上部の「○三縁付」と中央・下部の記載は、同筆であるものも多いが、明らかに異筆である場合もある。異筆の場合、先に中央・下部が記され、後になって上部の「○三縁付」が記入されたのではないかと考えられる。また、中央・下部に記載のない文書も見られるが、これらは村方・町方でなく、藩士が提出した文書が多い。

上記の点を踏まえたうえで、「○一」「○二」「○三」という記号の意味を探っていききたい。

「○一」の端裏書が付いた文書は、5点のみが残存している¹⁸⁾。これらの文書は、「剃髮願」「名替願」「寺替願」で、類族であれば、家老や藩主の決済を経て「二季・無判」の文書を幕府へ提出する必要がある事例である（前掲の表1参照）。ただし、類族である旨を記載していない文書もあり、そのさいには宗門方で類族帳との照合などの調査を行っている可能性がある。

また、これらの文書には、端裏の朱点が付けられていないか、黒点が付与されている。朱点は、幕府へ提出する帳簿に記載したかどうかをチェックしたときの痕跡だと思われるので、これらは許可されなかった事案のものかと思われる。黒点は寛政期（1789～1801）に作成された文書のみに記載され、意味は不明であるが、おそらく朱点と区別する意味で、宗門方で調査が必要だと判断された文書に付けられたものかもしれない。

「○二」の端裏書が付いた文書は、享保8年（1723）～寛延4年（宝暦元年・1751）までの44点が残存している¹⁹⁾。いずれも領外への他所出（伊勢参官・商売など）に関する願書・届書で、享保11年6月11日の作成と推定される湯治帰参届（A4.62.8）に「戻」と記載されているので、宗門方の書類整理年度内に帰参した者について記されたものと考えられる。表1を見ると、これらについては、幕府への報告が必要なかったため、それ以外と区別する意味で「○二」という記号が付けられたのだろう。

「○三」の端裏書が付いた文書の上限年代は、元禄3年（1690）正月18日である²⁰⁾。元禄3年の文書（20点）には、「所かへ」という端裏書が記されたものが5点存在し、この時点でも一定の分類基準があったことがわかる。このほかは縁組み関係であるが、「平清水理兵衛娘さつ丹生原村へ引越」（A7.9.2.22）という

ような文章による表示もある。

このうち、元禄3年正月18日付の文書（A7.8.3.18）では「○三 左津留村伝内婚儀仕候 午正月十八日」と書かれた右側に「新縁帳=不付者」という記載があり、さらに「伝内ハ孫ト出ル、妻ハ類族=無之故、新縁帳=不付」という朱書がある。同様の端裏書は、同年正月22日付の文書にも見られる（A7.8.3.21）。なお、この2つの文書には、朱点が付けられていない。このことから、①元禄3年段階の宗門方では、類族の縁組みに関わる帳簿として「新縁帳」が作成されていたこと、②夫と妻の双方が類族の場合に限り「新縁帳」への記載が行われたこと、③「新縁帳」に記載されなかった事案については、朱点が付けられなかったことが知られる。

元禄3年に続く「○三」記載の文書は、元禄10年10月26日付のものである（A19.4.3.1）。この文書は、婚儀の届書であるが、端裏書は「縁付」という文言になっており、元禄3年の縁組み関係文書のように細かな記述は見られない。これ以後の「○三」文書については、「縁付」「養子訴類族」といったような簡略な記述が用いられることになる。元禄8年6月の幕府による類族の範囲の決定と提出文書の規定により、宗門方では、文書の分類・整理の基準を明確化し、これにともなって「○三」文書についても、端裏記述の簡略化・パターン化が進んだと考えられる。

宗門方文書で「○三」文書が大量に残されるのは、享保3年11月以降である。これは、享保4年前期の「㊦」の袋（A19.4.0）が未整理のまま残され、これに大量の文書が収納されていたことが第一の要因だが、同月に幕府より令達された提出文書の規定改訂も関係しているのではないかと推測される。

前述の「○三」の文書を収めた袋の表書きに記された内容のうち、婚儀・所替・養子・離別（類族を離れない者）・剃髪（本人・本人同然以外）・家内引越は、幕府の提出文書規定で「二季・無判」と定められているもの、直参奉公人・又者奉公人・出入付届・崩家・庄屋譲りは、幕府の規定が存在しないものである。「二季・無判」の文書に関しては、臼杵藩から幕府への事前伺が不要であるため、宗門方役所主導で帳簿作成を行うことができる。マレガ資料に「○三」の端裏書を持つ文書が多数残されているのは、文書事務が宗門方の役所内で完結

するため、自然と蓄積されたためではないかと考えられる。

以上の検討から推測できる端裏書「〇一」「〇二」「〇三」の意味について整理しておこう。

「〇一」については、事例の数が少ないため即断はできないが、幕府への事前伺を必要とする事案について付与された可能性がある。「〇二」は、幕府への報告が不必要と規定された「他所出で期限通りに帰着した者」に該当するだろう。「〇三」は、宗門方が主導して幕府への報告文書を作成する「二季・無判」の事案と、幕府の規定にはない事案について付与されたのではないかと考えられる。

(4) 端裏書「イ」「口除

このほかに宗門方が端裏書に付与した記号として、「イ」「口除」というものがある。「イ」の記号が付いた文書は、現在のところ約500点が確認できる。

これらの記号については、享保8年(1723)の「イ 月番万書付入」という袋が参考になる(A4.9)。この袋は「享保八卯年正月より十二月まで」と表書きされていることから、年頭から年末までの1年を単位にまとめられ、「月番」とあるように一度月番家老のもとへ送られ、返却された文書を収納していたと考えられる。

なお、この袋に入っていたと推測される、享保8年作成で「イ」の端裏書が記された文書は150点を数える。²¹⁾

収納されていた文書の性格は、伺書が72点、願書が12点、届書が48点、注進書が4点、役所間の進達書が14点である。内容を分類すると、剃髪が38点、出家が12点、僧侶の年所他出が11点、寺替が11点、他所出が10点、帰参が10点、欠落が9点、死失が7点、引越が7点、印判が5点、名替が1点、養子が1点などとなっている。

このうち、死失に関しては、幕府へ塩詰伺を提出しなければならず、また、剃髪・名替・寺替には事前伺が必要であった。さらに、帰参は随時無判の届書、出家は「二季」(本人・本人同然は両判、類族は無判)の届書を提出することが求められていた。

死失関係の文書には、死去直後の注進書が含まれており²²⁾、塩詰伺を幕府へ提出する前提として、月番家老へ報告する必要があったのだと考えられる。

また、欠落関係では、類族等が行方不明になると藩の過失になりかねないため、内証主義に基づいて慎重に取り扱われた。欠落者が出ると、村方・町方では、まず内証届を提出し、その後30日間の捜索が行われる²³⁾。それでも行方がわからない場合は欠落と決定し、欠落極書付を提出する²⁴⁾。欠落者が類族等であれば、人別帳から外されるだけで処理は終わるが、類族等の場合は、郡方より人相書が回され、捜索を続行することになる（A4.75.1に事例がある）。

明和元年（1764）閏12月の宗門方「日記」（A16.1.2.9.1）には、欠落者が類族であった場合の宗門奉行と月番家老との情報伝達の流れが記されている。これを見ると、欠落者に対しては内証届が提出された時点で、迅速に郡奉行や月番家老への報告が行われており、類族の挙動や消息が臼杵藩にとって重要な関心事であったことをうかがわせる。

以上のように、「イ」の文書は、幕府へ伺書や届書を提出する必要がある場合や、藩の過失を問われるような重要な事案について、対象者が類族等であるか否かを問わず、宗門方から月番家老へ上申した文書ではなかったと思われる。

一方、「口除」の文書は、五人組から削除する事案について付けられた記号である。

たとえば、享保8年8月28日付の「口除 菅生村 勘右衛門 八月廿八日」という端裏書がある文書（A4.71.4.2）には、「菅生村勘右衛門六拾六歳、卯ノ八月廿七日病死仕候、別ニ家内無御座間、五人組合判形御引可被下候」とあり、菅尾村の勘右衛門という人物が8月27日に66歳で病死したが、家内には跡を継ぐ者がいないため、五人組から外してほしいという内容が記されている。ここから、崩家（絶家）となり五人組から除外する案件について、宗門方では今後の事務処理のために「口除」という端裏書を付けたものと推定することができよう。

(5) 「類族御通」を用いた文書受領の確認

近世後期になると、臼杵藩では村組に対して、「〇三」に該当する文書、「類

族出生」「類族死失・変死」に関わる文書について、いつ、誰に関する、いかなる案件の文書を宗門方へ提出したかを示す通帳を作成させ、提出ごとに役所の印判を捺して確認するとともに、提出履歴を一覧できるようにしていた。

「類族御通」は、各村組の庄屋が上記の文書を提出した履歴について列挙したもので、文政8年（1825）のものが3点、天保11年（1840）のものが22点残されている²⁵⁾。

この文書は、横長帳に包紙を合綴させた独特な形をしており、村組の庄屋が毎年10月25日付で作成し、1年ごとに更新したものである。使用の手順は、①文書を提出する庄屋が、当該文書とともに「類族御通」に月日・文書の種類と案件・対象人物を記入して宗門方へ提出、②宗門方では、当該文書を受領した証拠として役所の印判を捺して庄屋へ返却、③庄屋は宗門方へ文書を差し出すごとに①②を繰り返す、④宗門方の文書管理期間の区切りである6月下旬・11月下旬に「類族御通」を宗門方へ提出してチェックを受ける、⑤期限を迎えると、庄屋はそれまで記入していた「類族御通」を宗門方へ渡して、新しい通帳を作成する、というものであったと考えられる。

宗門方では、庄屋から提出を受けた「類族御通」と役所に保管されている原文書とを照合し、遺漏や紛失がないかをチェックして、「二季」の期限である7月10日・12月10日までに²⁶⁾行うべき幕府への文書提出に備えたと思われる。

3. 宗門方による物理的な管理方法

(1) 2点の文書を重ねて巻き折りにして管理する方法

宗門方役所の文書管理の方法は、収納袋や端裏書のみにとどまらず、文書の折り方やまとめ方などからも明らかとなる。

その代表的な事例が、2点の文書を重ねて巻き折りにし、外側の文書に両者の内容を摘記した端裏書を記すという方法である。

類族等が死亡したさい、村方（または町方）および旦那寺から宗門方役所へ提出される文書に、死骸改証文（取置証文ともいう）がある。これは、遺体を確認して異状がなかったので埋葬した旨を報告する内容となっており、検屍に

立ち会った村組の役人と旦那寺の住持の双方から1通ずつ提出された。

宗門方では、差し出された死骸改証文について、外側に村方の証文、内側に住持の証文を重ねる形で巻き折りにし、外側の証文の端裏に「丹生原村吉右衛門八拾五歳 享和二戊年病死 三月廿一日 専想寺」というように、村名・死亡者の名前・年齢・死亡日・死亡原因・旦那寺の名前を書き込んで保管した。村方の証文から得られる情報に加えて、旦那寺の名前を書き込んでおり、両方の証文からの情報をまとめて記載したことになる。

死骸改の場合は、村組の役人と旦那寺の住持が同時に遺体を確認するため、村方が住持から差し出された証文を受け取ったうえ、村方の証文と一緒に宗門方役所へ提出する形式をとった。このことは、村方作成の証文に「住持証文取」「住持之手形取相添」といった文言が記されていることから明らかとなる²⁷⁾。こうした場合、村方と旦那寺の証文と一緒に役所へ届けられるため、宗門方が上記のように2通の文書をまとめて整理することは容易であったと思われる。

しかし、2通の文書をまとめて巻き折りにする方法は、死骸改証文以外の場合にも行われている。

たとえば、享保12年(1727)3月21日に行われた池原村かや(類族)と深野村平七との婚儀では、同月24日に池原村が所属する黍野組の庄屋与七市と深野村が属する三重宮尾組の庄屋太郎右衛門がそれぞれ婚儀の届書を提出し、宗門方役所では三重宮尾組の証文のみに端裏書を記している。概要調査のさいのデータを見ると、両者は「巻き込み」の状態であったと確認でき、死骸改証文と同様の保管処置が、「縁付」の場合にも行われていたことが判明する。このように、夫側・妻側の双方から婚儀の届書が出された場合には、両者を巻き折りにして外側の証文に端裏書を記したが、提出が一方のみからの場合も多く、そのさいには当該の届書に端裏書を記入している。

このような管理方法は、「縁付」の場合以外にも、武家奉公人の「出仕」や「御暇」(武家側と村方の庄屋)²⁹⁾、「引越」(元の居住地の庄屋と引越先の庄屋)³⁰⁾、「寺替」(元の寺院と変更後の寺院)³¹⁾などでも見られる。つまり、宗門方では、日々役所に到着した文書のなかから関連する案件のものをチェックし、これらを重ねて巻き折りにして整理していたことがわかる。³²⁾

(2) 「毎月仕上五人組御書物」と「生死出入之覚」

宗門方文書では、正保3年(1646)の「きりしたん宗門重而御改=付五人組書物之事」までは五人組関係の文書が残されているが、その後は五人組の除外に関する文書以外はほとんど残っておらず、再びまとまって残されているのは、文政10年(1827)4月の「宗門御改=付毎月仕上五人組御書物」(以下、「毎月仕上」と略記)以降である。

「毎月仕上」は、村組ごとに提出させたもので、キリシタン取締りに関する前書と五人組ごとの連印がある豎帳の末尾に、前月からの出生・死失と縁組・引越などの異動を記した「生死出入之覚」(以下、「生死出入」と記す)という継紙を貼り付けた形が一般的なものである。表題にある通り毎月作成・提出したものである。宗門方には相当数の文書が蓄積されていってもおかしくない。しかし、現在、宗門方文書に残っている「毎月仕上」は177点に過ぎず、そのうち「生死出入」が貼り付けられた完全な形で残っていたのは32点で、そのほかは「生死出入」が脱落していたり、帳面全体が裁断されて断簡の状態で見えているものであった。

そこで、現存する「生死出入」(171点)の袖側の状態を調査したところ、引きちぎられた痕、糊が付いていた痕、切断の痕などが認められ、「毎月仕上」と分離させる操作が行われたとみられる痕跡が143点で確認された。大まかな傾向として、天保5年(1834)以前は引きちぎるような形で「生死出入之覚」を分離しており、同年以降はこれに、「毎月仕上」そのものを裁断して表紙・前書部分と「生死出入」を残すというパターンが加わる形となっている。

これらの点から、宗門方では、「毎月仕上」から「生死出入」のみを分離したり、帳簿を裁断して不要と判断した部分を廃棄するという方法をとっていたと推測される。表紙を残したのは作成年月を明らかにするため、前書部分を残したのは触書を出した臼杵藩を憚ってのことだろう。五人組の連印部分は、宗門方での確認で異状がなければ不要となる。貼付されていた「生死出入」は、出生帳・死失帳および幕府へ提出する異動関係の文書作成に不可欠なものであったため、「毎月仕上」と分離して残したのである。宗門方文書のなかに多数の「毎月仕上」の断簡が残されているのは、こうした文書廃棄の方法と関連が

あると考えられる³⁴⁾。

なお、これに関わり、32点の「毎月仕上」が完全な形で残されているのはなぜかという疑問が想起されるが、この点については、宗門方が文書のチェックにさいして付与した朱点・朱書が参考になる。上記の32点のうち、朱点・朱書が見られるのは2点しかなく、残る30点には朱点・朱書が付けられていない。おそらく宗門方のチェックのさいに漏れたものか、別の文書でチェックが行われた後、そのまま放置されたものではないかと思われるが、これについての検討は後日を期すことにしたい。

おわりに

以上、収納袋や端裏書、物理的な保存状況など、ふだんは副次的に扱われがちな側面から臼杵藩宗門方役所の文書管理について検討してきた。本稿で述べてきた点を踏まえ、宗門方の文書管理の特徴を指摘して結びとしたい。

その第一は、臼杵藩の文書管理が幕府のキリシタン統制政策の展開にしたがって、その内容に準拠する形で整備されていったという点である。これは、「豊後崩れ」の経験を踏まえた、幕府から過失を問われることを回避する体制づくりであったとみてよい。

この点とも関わるが、特徴の第二としては、宗門方の文書管理体制が、貞享4年(1687)の「類族帳」の作成以降、その比重を「豊後崩れ」への対応から類族等の管理へと移行していったことがあげられる。元禄8年(1695)の幕府提出文書の規定と享保3年(1718)の改訂以降、宗門方では幕府の定めた規定にあわせた機能的・効率的な文書管理が行われていく。「〇一」「〇二」「〇三」や「イ」「ロ除」といった端裏書を用いて文書の種別を区分したり、関連する2通の文書を重ねて巻き折りにするといった手法は、定期的に幕府へ報告することに備えた文書事務の工夫であった。また、「類族御通」への捺印と定期的な回収に見られるような文書受領の確認システムも構築されており、幕府への提出文書に関連する類族等の異動について、幾重にもおよぶチェック体制が整えられていた。

特徴の第三としては、「毎月仕上」など大量に蓄積された文書について、「生死出入」を外してそれだけを保存するといった選別・廃棄も行われていた痕跡が見られる点である。これには、宗門方に明確な選別・廃棄規則が存在したわけではなく、実務担当者の属人的な側面による可能性も否定できないが、日々蓄積される文書のうち、今後のチェック作業や保存に必要なものを残し、それ以外を廃棄していたと考えられる点からは、経験的な発想ながらも現用文書→半現用文書→アーカイブズという志向性をみることができるようと思われる。

註

- 1) 国文学研究資料館編『藩政アーカイブズの研究 一近世における文書管理と保存一』（岩田書院、2008年）、同編『幕藩政アーカイブズの総合的研究』（思文閣出版、2015年）、同編『近世大名のアーカイブズ資源研究 一松代藩・真田家をめぐって一』（思文閣出版、2016年）。
- 2) 「憲教類典 四ノ十六 切支丹」（国立公文書館所蔵）。
- 3) 三野行徳「白杵藩宗門方役所とキリシタン統制」（『国文学研究資料館紀要』第14号、2018年）151頁、本書所収。
- 4) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』（文献出版、1987年）。
- 5) マレガ資料A16.4.7.11.0.1。以下、マレガ資料については、資料番号のみを記す。
- 6) 寛文元年「丑之年長崎より之状写」（A1.8.1.1）マレガNo.403、寛文元年「丑之年長崎江此方ヨリ遣状写」（A1.8.1.2）マレガNo.413、寛文5年「巳歳長崎江此方ヨリ遣状写」（A1.7.3.1）マレガNo.402、寛文6年「午之年長崎江被遣状案紙」（A1.6.4.1.(1)）マレガNo.744、寛文6年「午之年長崎ヨリ之状写」（A1.6.4.1.(2)）マレガNo.745、延宝6年「長崎江遣状跡書」（A1.12.1.7.1）マレガNo.746、延宝6年「従長崎参候状写」（A1.12.1.7.2）マレガNo.747。
- 7) このほか寅年（寛文2年）から巳年（寛文5巳年）までの不存在文書の一覧と思われる書付も残されている（A1.9.3.1.1）。
- 8) 註3三野論文、153-155頁。
- 9) 「諸執役 前録一」（白杵市所蔵）。
- 10) 白杵藩において家老に相当する者の役職名は「御老中」であるが、幕府の老中との混乱を避けるため、本稿では「家老」と表記する。
- 11) 註2「憲教類典 四ノ十六 切支丹」。
- 12) 「類族帳」の作成過程ならびにこのとき参照した起請文などの文書に関しては、佐藤晃洋「豊後諸藩における類族制度の展開」、大津祐司「寛永12年の『南蛮誓詞』と白杵藩のキリシタン禁制」（いずれも本書所収）を参照。
- 13) 註2「憲教類典 四ノ十六 切支丹」。
- 14) A4.25.0、A20.2.1.1.18.0、A20.2.1.6.3.0、A20.2.1.6.2.0を参照。
- 15) A15.2.0、A12.5.0、A12.7.0、A15.4.0、A12.4.0、A15.5.0、A15.3.0、A15.6.0.1、A12.6.1を参照。
- 16) A19.2.0、A12.1.0、A19.3.1.0、A12.2.0、A16.4.7.7.1、A12.3.0を参照。
- 17) A19.4.0、A20.2.1.0、A20.2.2.0、A7.9.1.1を参照。

- 18) A4.15.20、A7.2.4.5.1、A13.3.1.23、A7.8.5.6、A7.8.5.5.2の5点。
- 19) 「〇二」の端裏書が付いた文書は、A4.62.8の一例を除き、A7.6.3およびA14.4.4のまとまりに集中して残されている。
- 20) A7.8.3.18。
- 21) 番号上の分布は、A4.15、A4.60、A4.65、A4.66、A4.71、A4.75、A4.77、A13.3で、数点から十数点程度のまとまりで存在する。
- 22) 非類族のものとしてA4.16.24、A4.16.45、不明のものとしてA4.57.33.5、A4.63.41などがある。
- 23) 類族等ではA4.15.3、A4.15.13、非類族ではA4.15.23、A4.60.25、A4.65.37がある。
- 24) 非類族のものでA4.65.34、A4.66.13、A4.75.1、A4.77.14がある。
- 25) 文政8年のものはA9.1.6.2.6～8、天保11年のものがA11.2.3.1とA11.2.3.2のまとまりに残されている。
- 26) 大分県立先哲史料館所蔵の池見家文書(類33、866)には「類族御通」と題された横長帳がある。これは、寛政12年(1800)から天保8年(1837)までの「類族御通」の内容を書き写した村方側の控えと推定される。
- 27) たとえば、A12.2.2.21.1、A13.5.4.15.1など。
- 28) A7.2.3.2.1とA7.2.3.2.2。
- 29) 出仕はA7.8.1.7.1とA7.8.1.7.2、御暇はA7.9.1.2.5.1とA7.9.1.2.5.2などに事例が見られる。
- 30) A20.2.1.8.4.1とA20.2.1.8.4.2など。
- 31) A7.8.5.2.1とA7.8.5.2.2など。
- 32) これらの情報は、今回の調査において、資料保存の観点からやむを得ず個々の資料を包材へ収めたため、原資料を閲覧しただけではわからない“消えてしまった資料情報”となっている。そこで管見の限りであるが、記録の意味で2通の文書を重ねて巻き折りにした管理方法が見られる箇所を列挙しておく。死骸改証文では、A3.1、A3.4、A3.5、A3.12、A3.13、A3.14、A3.18、A3.19、A3.21、A3.22、A7.8、A9.1、A11.1、A12.1、A12.2、A12.3、A13.4、A13.5、A13.7、A13.8、A13.9、A14.3、A14.4、A15.5、A15.6、A19.2、A19.3の各まとまり、縁付・出仕・御暇・引越・寺替などについてはA7.2、A7.4、A7.6、A7.8、A7.9、A19.4、A20.2の各まとまりに上記の管理方法の痕跡が見られる。「マリオ・マレガ資料データベース」で検索する場合、たとえば「史料番号」欄においてA3.1.11.1とA3.1.11.2というように、最下層の番号が「1」「2」となっており、「集合情報」欄に「巻き込み」とあって、さらに「状態など」欄で「1」「2」のいずれか一方のみに「端裏」という記述がある場合が該当すると思われるので、資料画像によって確認されたい。
- 33) 宗門方文書に残る「毎月仕上」の上限年代は文政10年(1827)4月(A2.3.6.2.1.1)、下限年代は弘化4年(1847)8月(A10.3.6.2.1など)である。
- 34) 組合除きの文書に、ことさら「口除」という記号をつけて意識的に保存しようとしたのは、五人組の台帳の記述変更という目的のみならず、こうした文書廃棄のあり方にも関連があるのではないかと推測される。